

令和３年度
全国労働衛生週間説明会
〔資料〕

第72回 全国労働衛生週間

スローガン

向き合おう！ こころとからだの 健康管理

副スローガン

うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場



佐 賀 労 働 局

佐賀労働基準監督署

唐津労働基準監督署

武雄労働基準監督署

伊万里労働基準監督署

資 料 目 次

(ページ)

令和３年度全国労働衛生週間実施要綱の概要	1
健康診断等	
定期健康診断の有所見率等（人数）の推移	3
定期健康診断等のご案内	5
定期健康診断／特定業務従事者の健康診断	6
健康診断結果報告／ストレスチェック報告／じん肺健康管理実施状況報告	7
定期健康診断の実施後の措置等	8
二次健康診断等給付を受けて脳・心臓疾患を予防しましょう	9
治療と仕事の両立支援（佐賀県地域版）	10
労働安全衛生法改正の概要（働き方改革関係）	12
精神障害に係る労災補償状況（全国）	13
働く人の心の健康づくりを進めましょう（メンタルネットのご案内）	14
化学物質のリスクアセスメント	16
化学物質ラベルでアクション	17
金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ	18
屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ	20
溶接ヒュームに関する法令改正早見表	21
有害物ばく露防止対策補助金のご案内	22
粉じん障害防止対策について	24
粉じん障害防止のための屋外作業における呼吸用保護具の使用	26
改正石綿障害予防規則の強化ポイント	27
転倒・腰痛防止令和プロジェクト S A G A	28
高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要	29
令和３年度エイジフレンドリー補助金のご案内	30
作業環境測定機関一覧表	32
労働基準監督署への報告書類はインターネット上で	33

令和3年度全国労働衛生週間実施要綱の概要

10月1日～7日（準備期間9月1日～30日）

スローガン

『向き合おう！　　こころとからだの　健康管理』

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和2年度には802件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（平成30年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和2年には6,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

さらに、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが全体の8割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間1,000人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化したところである。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「向き合おう！　こころとからだの　健康管理」

を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとするとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして

「うつらぬうつさぬルールとともに　みんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（密閉空間、密集空間、密接空間）を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

2 事業場の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

本週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

重点事項

- ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- イ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進
- エ 労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進
- オ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- カ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- キ 受動喫煙対策に関する事項
- ク 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ケ その他の重点事項

労働衛生 3 管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- イ 作業環境管理の推進
- ウ 作業管理の推進
- エ 健康管理の推進
- オ 労働衛生教育の推進
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進
- ケ 職場における感染症に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進

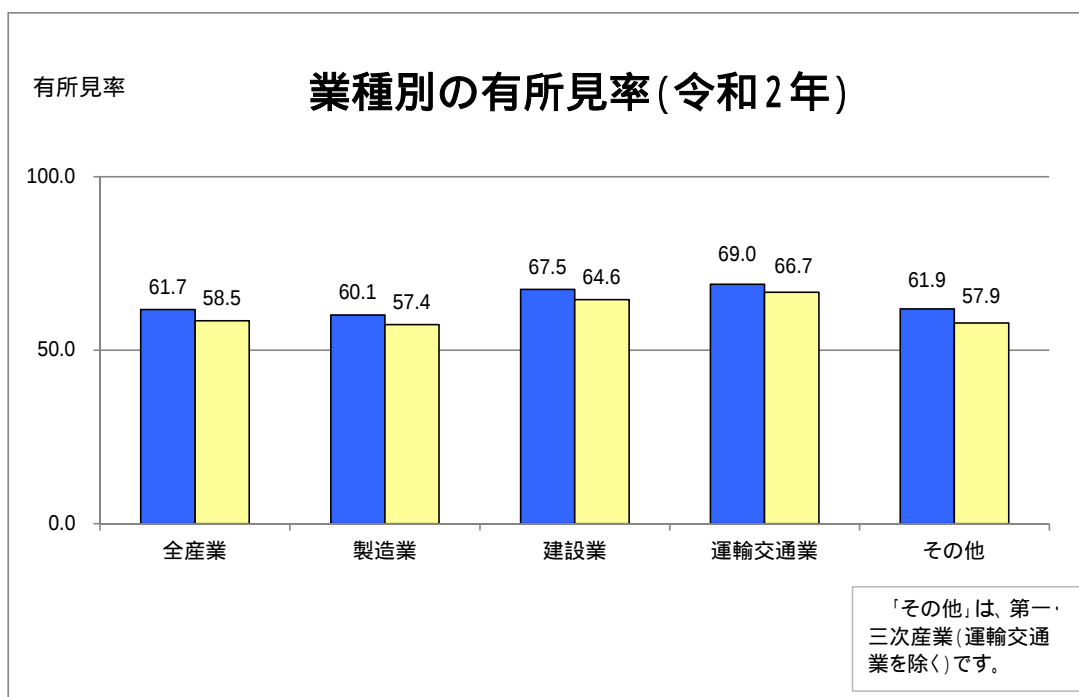
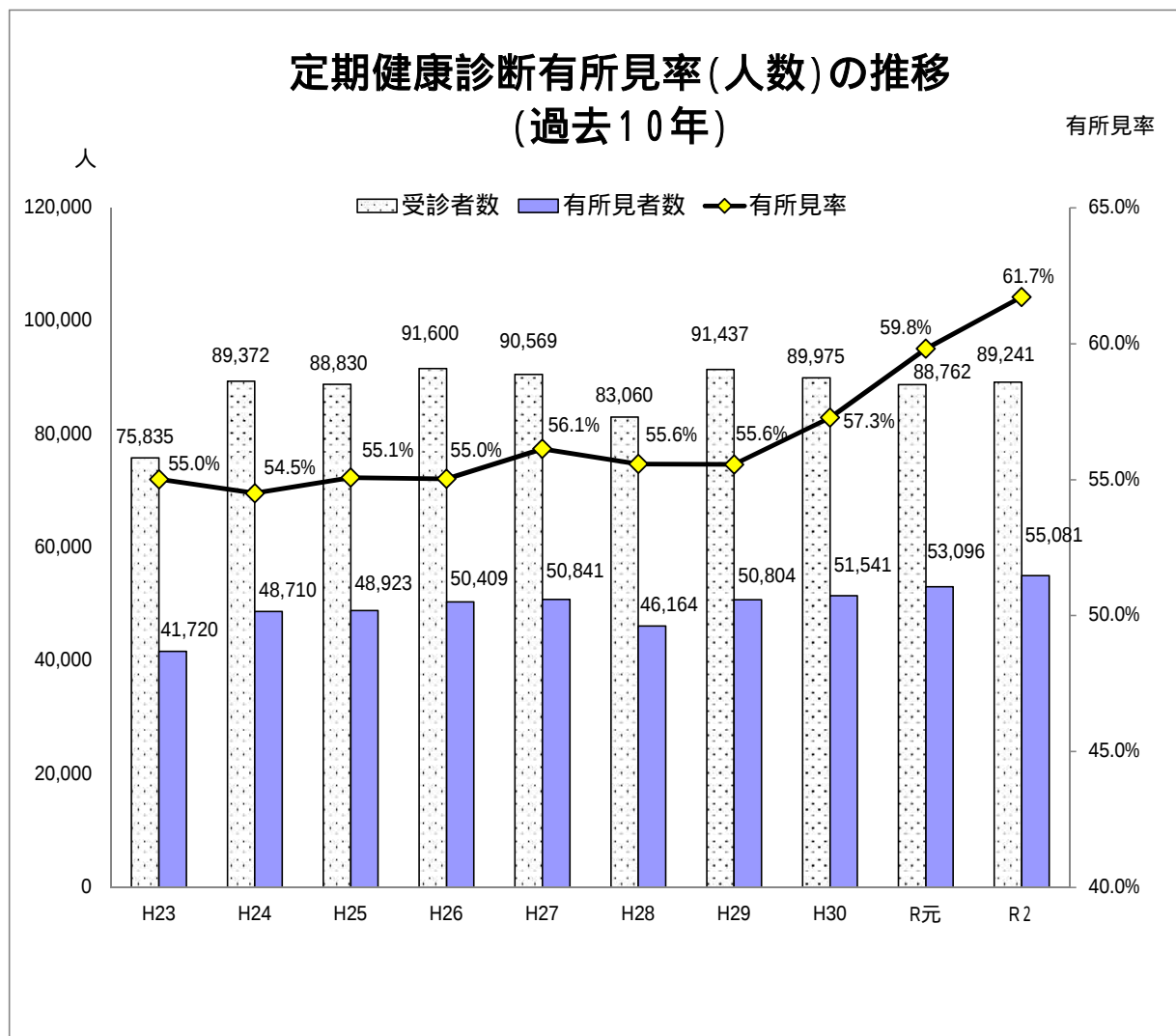
作業の特性に応じた事項

- ア 粉じん障害防止対策の徹底
 - イ 電離放射線障害防止対策の徹底
 - ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
 - エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
 - オ 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
 - カ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - キ 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- ア 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
 - イ 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

詳しくは、厚生労働省のHP
(報道・広報>報道発表資料>2021年7月>：令和3年度
「全国労働衛生週間」を10月に実施します)
に掲載されています。

定期健康診断有所見率等(人数)の推移

佐賀労働局

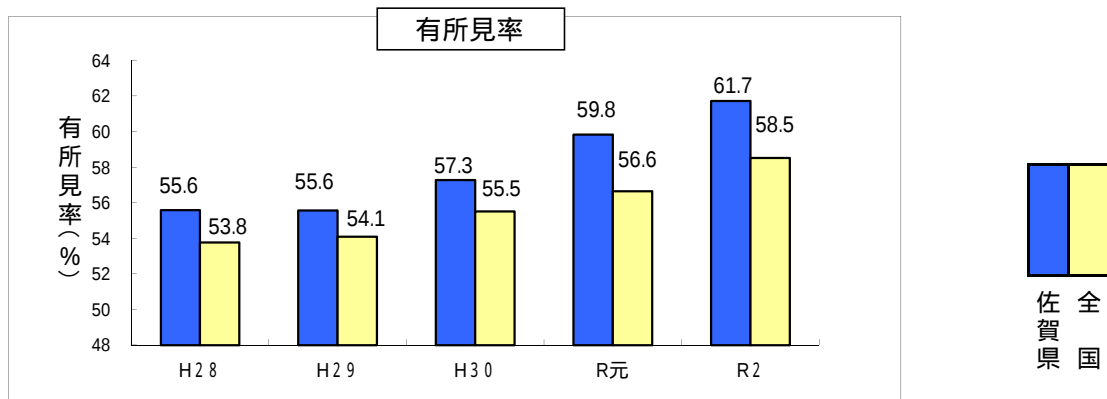


佐賀県及び全国における定期健診有所見率の推移

脳・心臓疾患（「過労死」） に繋がりやすい検査項目

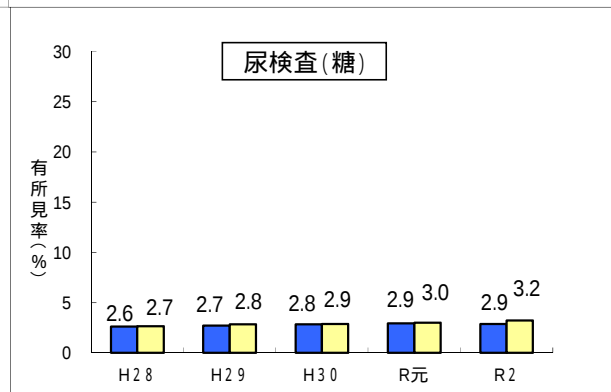
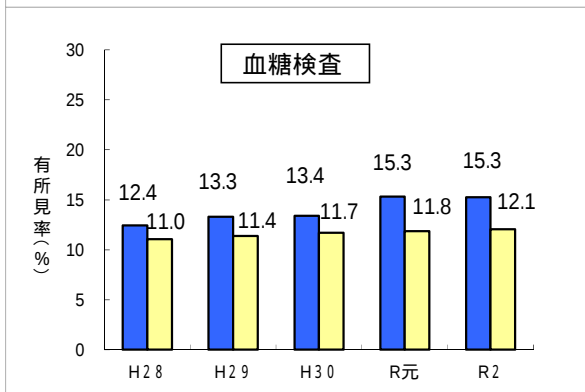
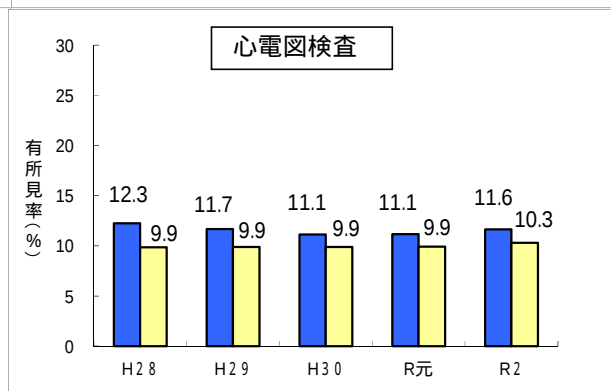
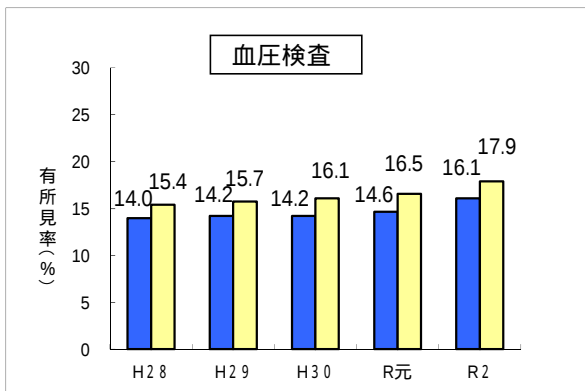
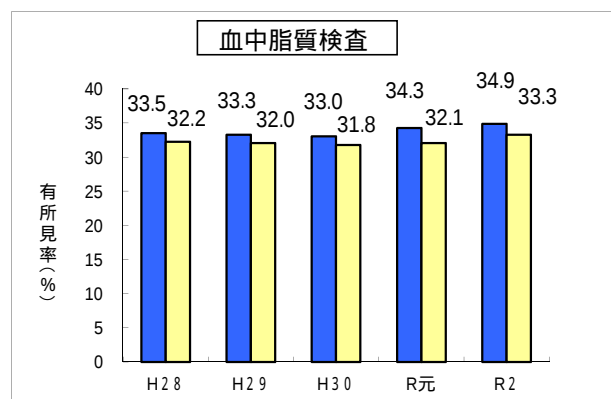
佐賀労働局労働基準部健康安全課

佐賀県内における近年の定期健康診断の有所見率（健康診断項目のうち異常所見のあった者《有所見者》の割合）は、常に全国を上回って推移しており、令和2年は61.7%と前年より1.9ポイント増加し過去最高となりました。健康診断の実施だけではなく、適切な事後措置を行うとともに、有所見率の改善に向けた取組が求められています。



脳血管疾患及び虚血性心疾患等（脳・心臓疾患）による労災請求件数は、令和2年度は全国で784件で、前年度比152件の減となりました。

この脳・心臓疾患を予防するためには、その機序となる脂質異常症や、高血圧症、糖尿病等の生活習慣病と関係が深い健康診断項目の有所見者に対して、適切な事後措置を行い、有所見状態の改善を図ることが重要です。特に、「過労死」にも繋がる脳・心臓疾患に関する以下の検査項目に着目した健康確保対策を進めましょう。



労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のご案内

1 診断項目

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査 及び喀痰検査
5	血圧の測定
6	貧血検査（血色素量及び赤血球数）
7	肝機能検査（GOT, GPT, γ -GTP）
8	血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド）
9	血糖検査（空腹時、随時血糖の検査又はヘモグロビン A1c 検査）
10	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査） 医師が必要と認めた場合には、「血清クレアチニン検査」の追加が望まれる
11	心電図検査

の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは下記2をご覧ください。

2 診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができると**されています。
- 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く）について医師が必要でないと認めるときは省略することができるとの基準を示しています。
下表参照
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切です。**
なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

H10.6.24 労働大臣告示第88号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹 囲	次のいずれかに当てはまる者 40歳未満（35歳を除く）の者 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者〔BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ² (二乗)〕 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	次のいずれかに当てはまる者 胸部エックス線検査を省略された者 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
血液検査 （貧血検査、肝機能検査、 血中脂質検査、血糖検査） 心電図検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。
一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師でない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念されますので、十分ご注意ください。**

定期健康診断（労働安全衛生規則 第44条）

常時使用する労働者の健康診断は、
1年以内ごとに、1回、定期に、実施してください。

* パート・アルバイト等の短時間労働者についても、常時使用する短時間労働者（1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるとき等）は、健康診断を実施する必要があります。

特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則 第45条）

特定業務に従事する労働者の健康診断は、配置替えの際や
6月以内ごとに、1回、定期に、実施してください。

特定業務一覧表（労働安全衛生規則 第13条 第1項 第3号 イ～カに掲げる業務）

番号	業務の内容及び解説
イ	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 [・ 「高熱物体を取り扱う業務」とは、熔融鉱物、煮沸液体等100℃以上のものを取り扱う業務] [・ 「著しく暑熱な場所」とは、労働者の作業する場所が乾球温度40℃以上の場合等]
ロ	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 [・ 「低温物体を取り扱う業務」とは、液体空気、ドライアイスなどが皮膚に触れ又は触れるおそれのある業務] [・ 「著しく寒冷な場所」とは、乾球温度-10℃以下の場所（冷蔵庫、貯氷庫、冷凍庫等の内部）等]
ハ	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 [・ ラジウム放射線、エックス線、紫外線等を用いる医療、検査の業務] [・ 可視光線を用いる映写室内の業務 ・ 金属土石熔融炉内の監視の業務等]
ニ	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 [・ 植物性、動物性、鉱物性の粉じんが作業する場所の空気1cm ³ 中に粒子数が1,000個以上又は1m ³ 中15mg以上の場所] [・ 遊離けい石50%以上を含有する粉じんについては、その作業する場所の空気1cm ³ 中に粒子数700個以上又は1m ³ 中10mg以上を含む場所]
ホ	異常気圧下における業務 [・ 高気圧下（圧気工法による大気圧を超える圧力下の作業室の内部等の作業、潜水器を用いる水中での潜水作業など）における業務] [・ 低気圧下（海拔3,000m以上の高山での作業など）における業務等]
ヘ	さく岩機、鉋（びよう）打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 [・ チェーンソー、ブッシュクリーナーを含む]
ト	重量物の取扱い等重激な業務 [・ 「重量物を取り扱う業務」とは、30kg以上の重量物を労働時間の30%以上取り扱う業務及び20kg以上の重量物を労働時間の50%以上取り扱う業務] [・ 「重激な業務」とは、上記に準ずる労働負荷が労働者にかかる業務]
チ	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 [・ 「強烈な騒音を発する場所」とは、等価騒音レベルが90デシベル以上の屋内作業場等]
リ	坑内における業務
ヌ	深夜業を含む業務 [・ 深夜（22:00～5:00）勤務の者が対象]
ル	水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふっ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、 か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ	鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、 一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる 有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務 [・ 「これらに準ずる有害物」とは、鉛の化合物、水銀の化合物（朱のような無害なものを除く）、燐化水素、砒素化合物、シアン化合物、クロム化合物、臭素、弗化水素、硫化水素、硝気（酸化窒素類）アンモニア、エーテル、酢酸アスミル、四塩化エタン、テレピン油、芳香族及びその誘導体、高濃度の炭酸ガス、エチレンオキシド等、ホルムアルデヒド等]
ワ	病原体によって汚染のおそれ著しい業務 [伝染病発生地における防疫等の業務等]
力	その他厚生労働大臣が定める業務

定期健康診断等の結果報告(安衛則第52条)

ストレスチェック(心理的な負担の程度を把握するための検査結果等)の報告(安衛則第52条の21)の提出をお忘れなく。

常時50人以上の労働者を使用する事業場は、次の報告を忘れずに提出してください。

定期的に実施している「定期健康診断(安衛則第44条)」「特定業務従事者の健康診断(安衛則45条)」「歯科医師による健康診断(安衛則48条)」を行った時は、遅滞なく、定期健康診断結果報告書(様式第6号)を所轄の労働基準監督署に提出してください。

ストレスチェックは、1年以内ごとに1回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第6号の2)を所轄の労働基準監督署に提出してください。

特殊健康診断を行った時は結果報告書の提出をお忘れなく。

特殊健康診断の種類	結果報告書の様式
有機溶剤等健康診断(有機則第29条)	有機溶剤等健康診断結果報告書(様式第3号の2)
特定化学物質健康診断(特化則第39条)	特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)
鉛健康診断(鉛則第53条)	鉛健康診断結果報告書(様式第3号)
四アルキル鉛健康診断(四鉛則第22条)	四アルキル鉛健康診断結果報告書(様式第3号)
高気圧業務健康診断(高圧則第38条)	高気圧業務健康診断結果報告書(様式第2号)
電離放射線健康診断(電離則第56条)	電離放射線健康診断結果報告書(様式第2号)
除染等電離放射線健康診断(除染則第20条)	除染等電離放射線健康診断結果報告書(様式第3号)
石綿健康診断(石綿則第40条)	石綿健康診断結果報告書(様式第3号)
指針・通達等により定める業務(VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等)について行う健康診断	指導勧奨による特殊健康診断結果報告書

常時粉じん作業を行う事業場の皆様へ

じん肺健康管理実施状況報告(様式第8号)は、毎年提出

する必要があります。

事業者は、毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに「じん肺健康管理実施状況報告(様式第8号)」により所轄の労働基準監督署に提出する必要があります。

つまり、3年ごとにじん肺健康診断を実施している事業場(の場合)であっても、「じん肺健康管理実施状況報告」は毎年作成して提出する必要があります。

(例)		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	3年ごとにじん肺健康診断(の場合)	未実施 (1年目)	未実施 (2年目)	実施	未実施 (1年目)	未実施 (2年目)	実施	未実施 (1年目)
	じん肺健康管理実施状況報告の提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出
じん肺健康管理実施状況報告は毎年提出!								

3年ごとにじん肺健康診断を実施する場合は、

現在、粉じん作業に従事する労働者・・・じん肺管理区分が管理1のみ
過去、粉じん作業に従事させた労働者・・・じん肺管理区分が管理2のみ

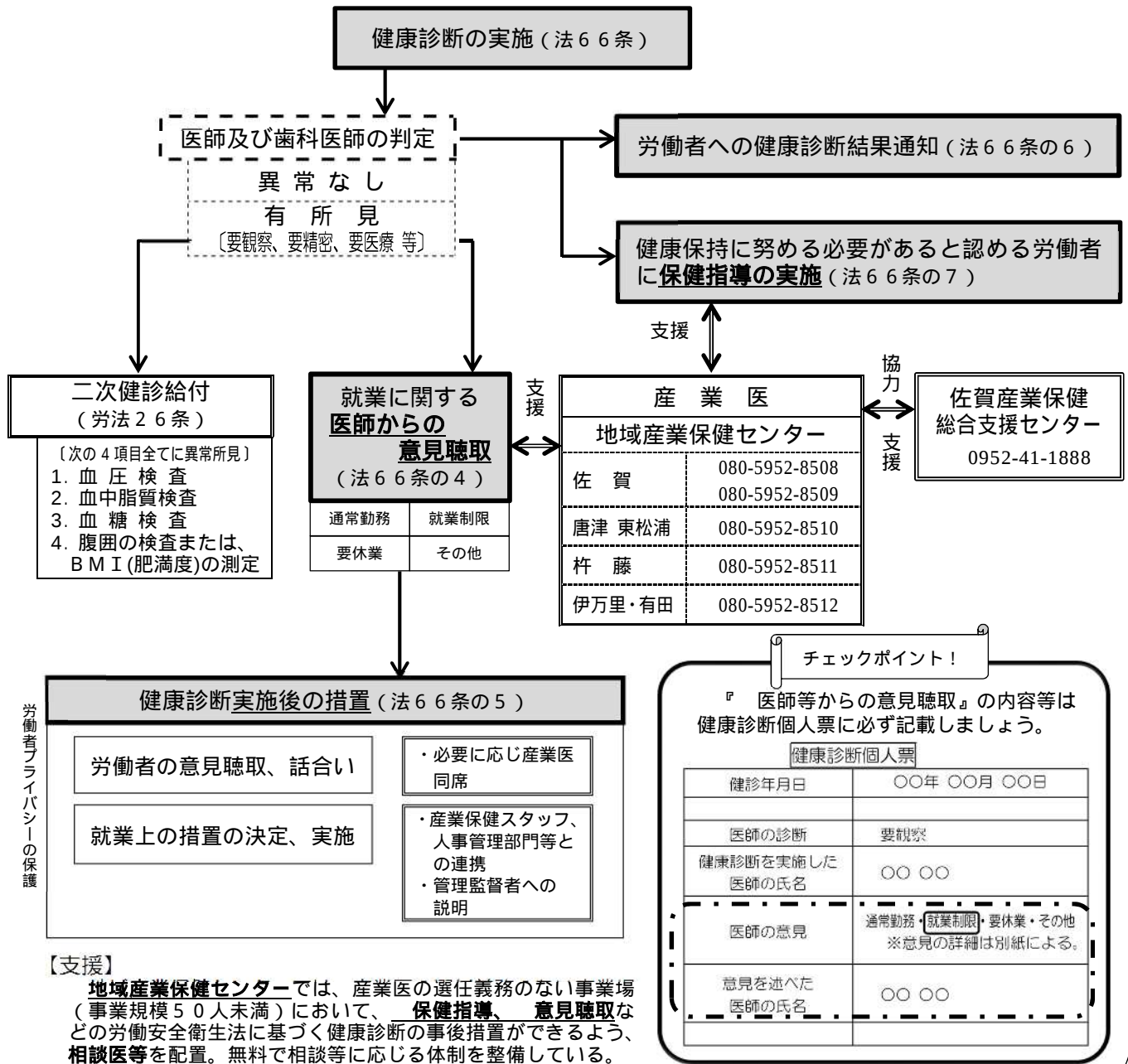
～ ～ 報告様式ダウンロードのお知らせ ～ ～

定期健康診断結果報告書(様式第6号)等の報告用の様式は厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。

安全衛生関係主要様式

検索

働く人の健康管理 定期健康診断の実施後の措置等



【支援】

地域産業保健センターでは、産業医の選任義務のない事業場（事業規模50人未満）において、**保健指導**、**意見聴取**などの労働安全衛生法に基づく健康診断の事後措置ができるよう、**相談医等**を配置。無料で相談等に応じる体制を整備している。

1. **枠**は事業者の講ずべき事項 2. 『法』は労働安全衛生法 3. 『労法』は労働者災害補償保険法

〔 内容の説明 〕

番号	内 容
	事業者は、常時使用する労働者に対し、雇い入れ時、一般定期のほか、有害業務ごとなどに医師及び歯科医師による健康診断を実施する。
	健診診断の結果について、診断区分（異常なし、要観察、要精密、要医療等）に関する医師及び歯科医師の判定を受ける。
	事業者は、健康診断の結果（判定結果を含む）を、遅滞なく労働者に通知する。
	事業者は、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。
	健康診断の結果「血圧検査」「血中脂質検査」「血糖検査」「腹囲の検査または、BMI(肥満度)の測定」の4項目全てに異常の所見と判定された労働者が、二次健診を受診した場合は、二次健診給付を受けることができる。
	事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に限る）に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置（通常勤務、就業制限、要休業等の就業区分及び作業環境管理・作業管理）について医師等の意見を聴く。
	事業者は、の意見を勘案し必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、労働時間の短縮等の措置を講じるほか、作業環境測定の実施、施設・設備の設置、整備等の措置を講じる。 なお、就業上の措置を決定する場合には、予め当該労働者の意見を聴き、十分話し合いその労働者の了解が得られるよう努める。 また、就業上の措置の実施に当たっては、産業保健スタッフ、労務管理部門と連携するとともに、プライバシーに配慮しつつ、当該労働者の管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について説明を行う。

二次健康診断等給付を受けて脳・心臓疾患を予防しましょう！

～ 脳・心臓疾患（脳内出血・くも膜下出血・心筋梗塞など）を未然に防ぐために ～

近年、定期健康診断による有所見率は年々増加するなど、健康に問題を抱える労働者が増加傾向にあります。このような状況の中で、業務によるストレスや過重な負荷により、脳血管疾患及び心臓疾患等（以下「脳・心臓疾患」といいます。）を発症し、死亡又は障害状態に至ったとして労災認定される件数も増加傾向にあります。

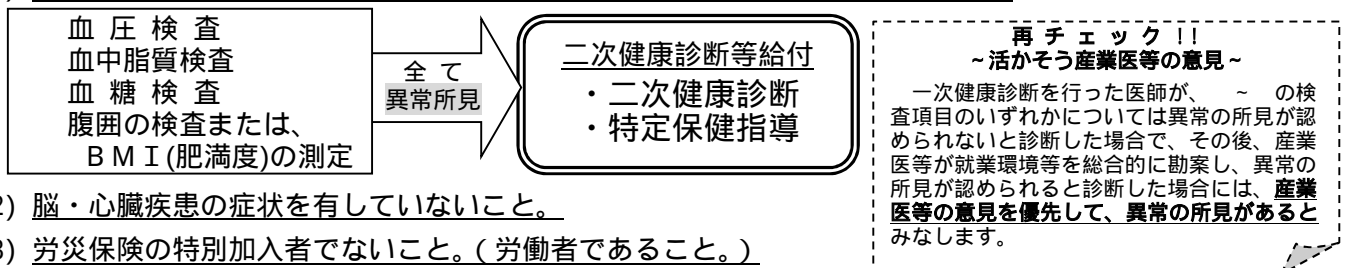
このような脳・心臓疾患の発症は、本人やその家族はもちろん、企業にとっても重大な問題であり、社会的にも「過労死」等として大きな問題となっています。

一方で、**脳・心臓疾患**については、**発症前の段階における予防が効果的**であるとされています。

二次健康診断等給付は、直近の定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々に対して、「脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断」及び「脳・心臓疾患の発症の予防を図るための医師等による特定保健指導」を**受診者の負担なく受けることができる制度**です。

1 二次健康診断等給付の支給基準

(1) 一次健康診断の結果、次の ～ の項目すべてに異常所見が認められること。



(2) 脳・心臓疾患の症状を有していないこと。

(3) 労災保険の特別加入者でないこと。（労働者であること。）

(4) 二次健康診断等給付の請求（申込み）が一次健康診断受診日から3ヶ月以内であること。

(5) 当該年度内に二次健康診断等給付を受けていないこと。

2 二次健康診断等給付の内容

3万円程度の内容です。

(1) 二次健康診断

（脳血管及び心臓の状態を
把握するために必要な検査）

空腹時血中脂質検査
空腹時血糖値検査
ヘモグロビンA1c（エーワンシー）検査
負荷心電図検査または胸部超音波検査
頸部超音波検査
微量アルブミン尿検査

(2) 特定保健指導

（脳・心臓疾患の発症を予防するため、
医師又は保健師の面接により行う保健指導）
栄養指導（適切なカロリーの摂取等、
食生活上の指針を示す指導）
運動指導（必要な運動の
指針を示す指導）
生活指導（飲酒、喫煙、睡眠等の
生活習慣に関する指導）

3 二次健康診断等の受診・給付請求の方法及び留意事項

(1) 二次健康診断等給付をご希望の方は、事前に二次健康診断等を実施する医療機関へ電話等で受診申込みのうえ、受診の際に必要な事項に記名押印した二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）と一次健康診断結果（写）を医療機関へ提出し受診してください。

二次健康診断等を実施する医療機関（「二次健康診断等給付医療機関」といいます。）の一覧と二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）は佐賀労働局のホームページから取得できます。〔佐賀労働局＞各種法令・制度・手続き＞労災保険関係＞二次健康診断等給付〕及び二次健康診断等給付医療機関名簿（佐賀県内版）



(2) 事業主の措置として、二次健康診断等給付を受けた労働者から二次健康診断の結果を証明する書面が提出された場合には、労働安全衛生法に基づき、医師等の意見を聴取し、就業上の措置（深夜業の回数の減少、労働時間の短縮、作業の転換など。）を講じる義務があります。

ご不明な点がございましたら**佐賀労働局 労働基準部 労災補償課**（0952-32-7193）までお尋ねください。

治療と仕事の両立支援

がん等の病気になっても仕事をやめず、
治療を受けながら働き続けられるようになってきました。



事業者の皆さまへ

- ◇働く人の高齢化により、治療を受けながら働いてもらう場面に直面していませんか。
- ◇治療を受けながら働く労働者のために、柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度等の準備は大丈夫ですか。
- ◇安心して相談できる窓口はご存じですか。

事業者にとっても重要です

- 労働者の「健康確保」の増進
- 継続的な人材の確保 ノウハウの活用とその伝承
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化 など

労働者の皆さまへ

- ◇病気でも働きたい方、一人で悩んでいませんか。
- ◇治療に専念できる職場ですか。
- ◇働きたいのに、病気の治療を理由に「退職してくれ」「治ったらきてくれ」と言われていませんか。
- ◇安心して相談できる窓口はご存じですか。

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入が得られる
- 働きがい、生きがい that 得られる など

治療と仕事の両立を実現しやすい職場の環境整備

- 事業者による「治療と仕事の両立支援」基本方針の表明と労働者への周知
- がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- 治療への配慮が円滑にすすむような職場風土の醸成
- 安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入 など

相談窓口 ～企業の人事・労務担当の方～

一緒に
考えます



※下記の相談窓口がございしますが、相談窓口などがよくわからないときは、

佐賀労働局健康安全課【0952-32-7176】へ

佐賀産業保健総合支援センター

TEL 0952-41-1888

専門スタッフが**職場や医療機関を訪問し**、
両立支援のためのお手伝いをします。

- ・人事労務担当者などからの相談対応
- ・意識啓発のための管理監督者等向けの両立支援教育
- ・職場内体制、勤務・休暇制度、規程等の環境整備のための助言
- ・医療機関等と連携した職場と患者（労働者）との調整支援
- ・治療と仕事の両立支援制度を導入、適用した事業主への助成金の支給に係る相談対応

佐賀労働局 雇用環境・均等室

TEL 0952-32-7167

使用者、労働者からの雇用に関する
相談をお受けします。

- ・がん等の病気になった労働者の柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度を導入したい（使用者）
- ・がん等の長期療養が必要な病気と診断されたと会社に申し出たら、退職届を書いて提出するよう人事担当者から言われた（労働者）
- ・治療により就労（出勤）可能となったのに、復職を認めてくれない（労働者）

佐賀県若年性認知症支援センター

TEL 0952-37-8545

支援コーディネーターが若年性認知症に関する
相談をお受けします。

佐賀県地域両立支援
推進チームが
周知・啓発活動を
行っています

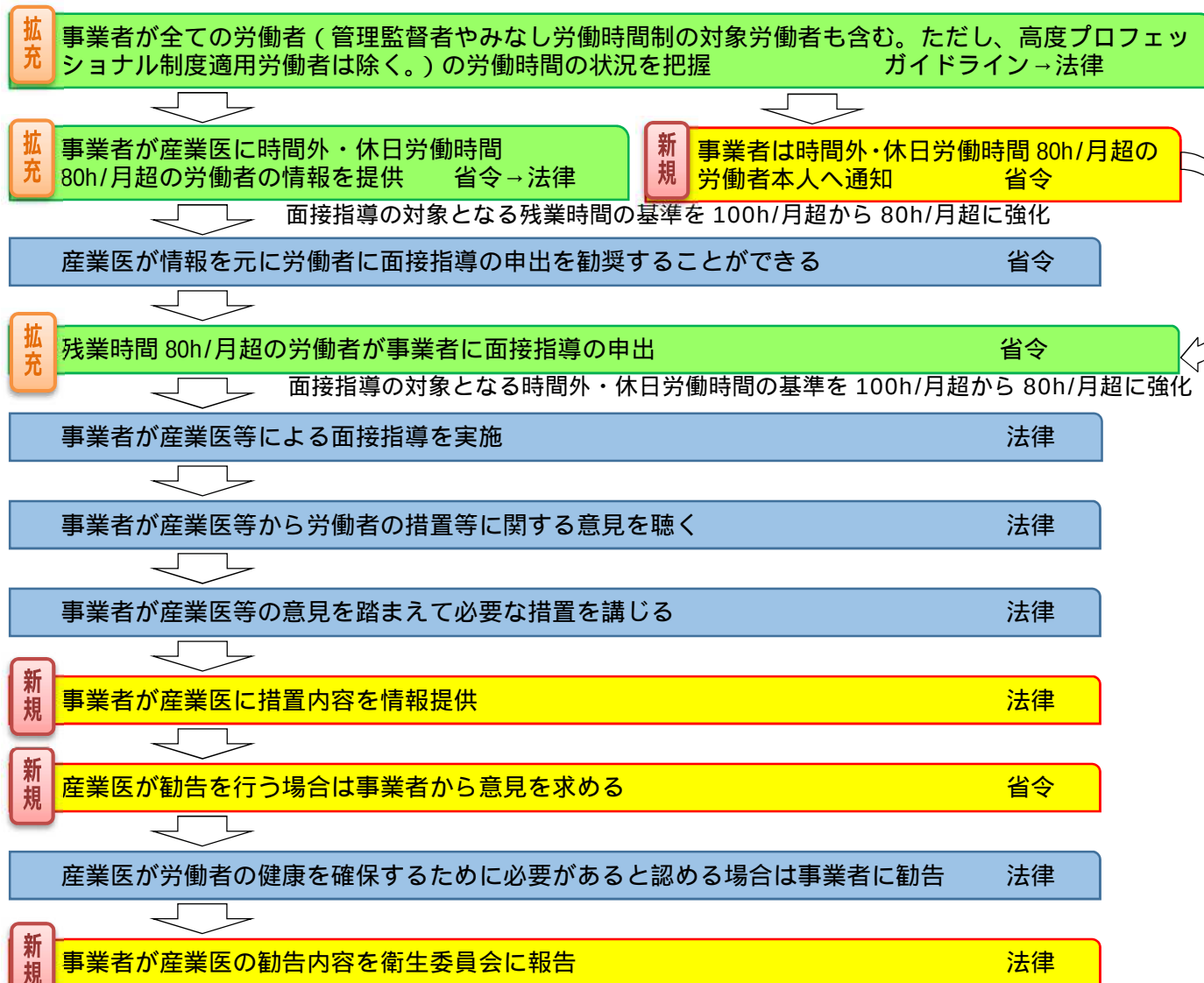
・佐賀県健康増進課
・佐賀県長寿社会課
・佐賀県医師会
・佐賀県薬剤師会
・佐賀県経営者協会
・佐賀県社会保険労務士会
・日本医療社会福祉協会
・佐賀労働局 職業安定課
・佐賀労働局 健康安全課【事務局】 0952-32-7176

・佐賀大学医学部附属病院肝疾患センター
・佐賀県若年性認知症支援センター
・佐賀県難病相談支援センター
・佐賀産業保健総合支援センター
・日本労働組合総連合会佐賀県連合会
・日本 キャリア開発協会
・日本産業カウンセラー協会
・佐賀労働局 雇用環境・均等室

産業医・産業保健機能の強化（全体像）



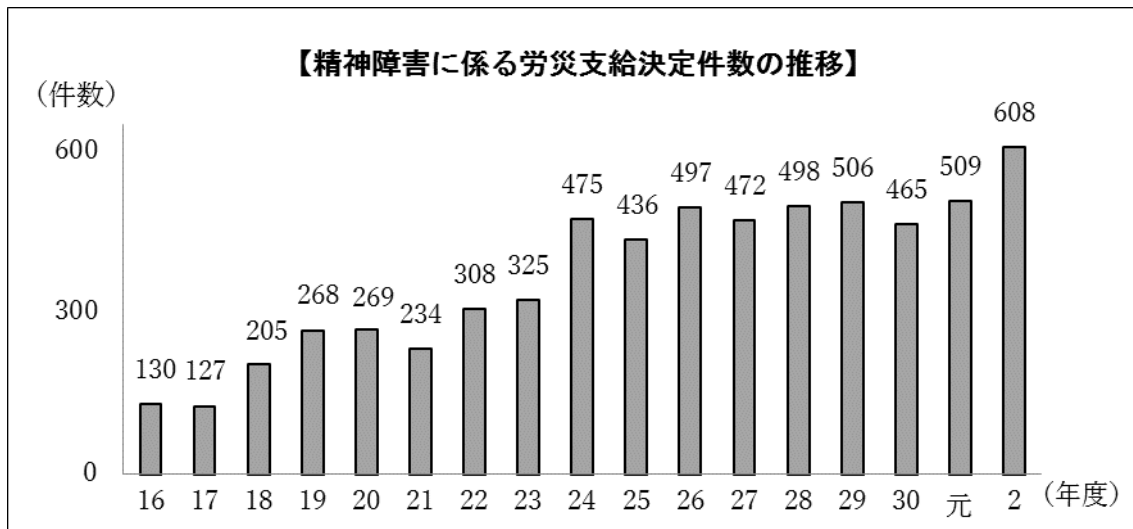
長時間労働者の健康確保の強化



精神障害に係る労災補償状況（全国）

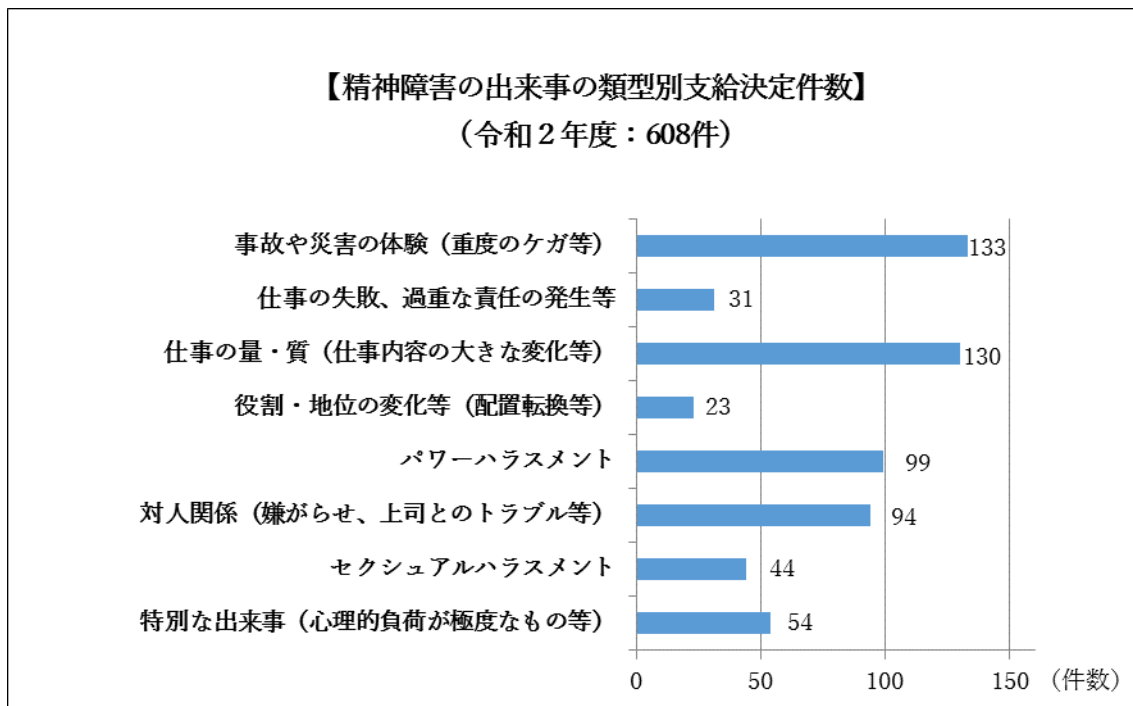
メンタルヘルス対策と関係のある精神障害に係る労災補償状況は次のとおりです。

1 精神障害に係る労災支給決定件数の推移



令和2年度の「精神障害に係る労災支給決定件数」は608件で、前年度比99件の増であった。

2 精神障害の出来事の類型別支給決定件数（令和2年度）



令和2年度の労災支給決定件数の「出来事の類型別」は、多いのは、○事故や災害の体験（重度のケガ等）【133件】○仕事の量・質（仕事内容の大きな変化等）【130件】、○パワーハラスメント【99件】○対人関係（嫌がらせ、いじめ、上司とのトラブル等）【94件】であった。



働く人の心の健康づくり を進めましょう

メンタルヘルスに関する相談機関のネットワーク

「メンタルネット」
のご案内

職場におけるメンタルヘルス対策の進め方については、

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」

(改正 平成27年11月30日 公示第6号)

で示されており、概要は次のとおりです。

事業主自らメンタルヘルスカを積極的に推進することを表明

心の健康づくり計画の策定

衛生委員会における調査審議

労働者自らの
セルフケア

管理監督者等の
ラインケア

産業医等、衛生管
理者等、保健師等
産業保健の
スタッフケア

(事業場内でのケア)

事業場以外の
機関、専門家の
事業場外資源
によるケア

「メンタルネット」
をご利用下さい。

独立行政法人労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター

対面、電話、FAX、メールによりメンタルヘルス不調の予防から職場復帰までのメンタルヘルス対策全般について相談、問い合わせに応じます。

また、事業場を訪問してメンタルヘルス対策の導入や実施を専門家がアドバイスします。

たとえば、事業場にはこんな内容について助言いたします。

- 心の健康づくり計画はどのようにつくればよいのか
- 職場復帰支援プログラムはどのようにつくるのか
- 社内のメンタルヘルス相談体制はどのようにするのか
- 社内スタッフや従業員への教育・研修はどうか
- ストレスチェック制度の導入はどのようにするのか

相談は全て
無料

所在地 佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル

窓口開設時間 8:30 ~ 17:15

電話 0952-41-1888 FAX 0952-41-1887

メール sanpo41-8@sagas.johas.go.jp

* 詳しくは、佐賀産業保健総合支援センター

検索

<http://www.sagas.johas.go.jp/>

メンタルヘルスの相談はメンタルネットへ！

「労働者のメンタルヘルス(心の健康)に関する相談・支援機関一覧」

相談等は原則無料です。

詳しくは各機関にお気軽にお問い合わせください。

佐賀産業保健総合支援センター

メンタルヘルスに関する個別相談機関

管理監督者、産業医などへの支援機関

窓口開設時間 8:30 ~ 17:15

0952-41-1888

地域産業保健センターメンタルヘルスに関する個別相談機関
(50人未満の小規模事業場に対応)佐賀 地域産業保健センター 080-5952-8508
080-5952-8509

唐津東松浦 地域産業保健センター 080-5952-8510

杵藤 地域産業保健センター 080-5952-8511

伊万里・有田 地域産業保健センター 080-5952-8512

各地域保健福祉事務所

メンタルヘルスに関する個別相談機関

佐賀中部保健福祉事務所 (0952)30-1691

鳥栖保健福祉事務所 (0942)83-3579

唐津保健福祉事務所 (0955)73-4187

伊万里保健福祉事務所 (0955)23-2101

杵藤保健福祉事務所 (0954)22-2105

**中央労働災害防止協会
九州安全衛生サービスセンター**メンタルヘルス対策の体制づくりの協力
管理監督者などへの教育の協力

(092)437-1664

(九州安全衛生サービスセンター)

(0952)37-8277(佐賀県労働基準協会内)

佐賀労働局職場でのパワハラ・いじめ、トラブル、
セクシュアルハラスメント等の相談

雇用環境・均等室 (0952)32-7218

労働安全衛生法、メンタル指針に関する相談

労働基準部健康安全課 (0952)32-7176

社会福祉法人佐賀いのちの電話

メンタルヘルスに関する個別電話相談機関

自殺予防相談電話 (0952)34-4343

(24時間)

佐賀県自殺予防夜間相談電話 0120-400-337

(毎日23時~5時)

全国自殺予防いのちの電話 0120-783-556

(毎月10日8時~11日8時)

佐賀県医師会

産業医のメンタルヘルス研修の実施

(0952)37-1414

一般社団法人佐賀県精神科病院協会

管理監督者などへの教育の協力

(0952)34-4599

佐賀県精神保健福祉センターメンタルヘルスに関する個別相談機関
管理監督者などへの教育の協力

代表 (0952)73-5060

佐賀こころの電話 (0952)73-5556

佐賀県精神科救急情報センター

緊急医療の要否判断(トリアージ)

医療機関の紹介・連絡取次

(0952)20-0212 (24時間365日対応)

佐賀障害者職業センターリワーク(職場復帰)支援プログラムの実施
管理監督者などへの教育の協力

(0952)24-8030

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳

検索

(厚生労働省委託事業)

- こころの耳 電話相談(無料) 0120-565-455 (月・火 17:00~22:00 / 土・日 10:00~16:00)

【祝日、年末年始は除く】

- こころの耳 メール相談 メールアドレス: <https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

化学物質による労働災害を防止するため リスクアセスメントを実施しましょう

一定の危険有害性のある化学物質【674物質（令和3年4月1日現在）】について

- 1．事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられています。
- 2．譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられています。

<リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

<対象となる事業場は>

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う全ての事業場が対象となります。製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

<リスクアセスメントの実施義務の対象物質>

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。

対象物質は、安全データシート（SDS）の交付義務の対象である674物質です。

674物質は「職場の安全サイト」で公開しています。

職場の安全サイト SDS 交付義務対象

検 索

・・・対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。・・・

化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内

—ラベル、SDS、化学物質のリスクアセスメント等に関するご相談をお受けします—

ご相談受付時間 平日 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）*土日祝日、年末年始を除く
お電話でのご相談（無料）はこちらまで 相談は無料ですが、通話料がかかります。

050-5577-4862

メールでのご相談（無料）はこちらまで

soudan@technohill.co.jp

電話相談窓口開設期間 令和4年3月18日まで



相 談 窓 口【事務局】テクノヒル(株) 化学物質管理部門

化学物質のリスクアセスメント「訪問支援」のご案内

—専門家が訪問し、化学物質のリスクアセスメント支援と対策のアドバイスをを行います（無料）—

申込み

テクノヒル(株)のホームページよりお願いします。

テクノヒル

検 索

対象は中小企業の事業場です。
申込み受付締切は令和4年1月31日です。
訪問申込みは一事業場につき一回です。

【事務局】テクノヒル(株) 化学物質管理部門

GHSラベルから危険性・有害性を知り、化学品から身を守ろう！



ラベルを確認して行動することで、事故を防ぐことができます。



※(どくろ) 飲込み、吸入又は皮膚接触すると生命に関わる危険・有害

(感嘆符) 飲込み、吸入又は皮膚接触すると有害、強い眼・皮膚刺激、呼吸器への刺激又は眠気やめまいのおそれ等

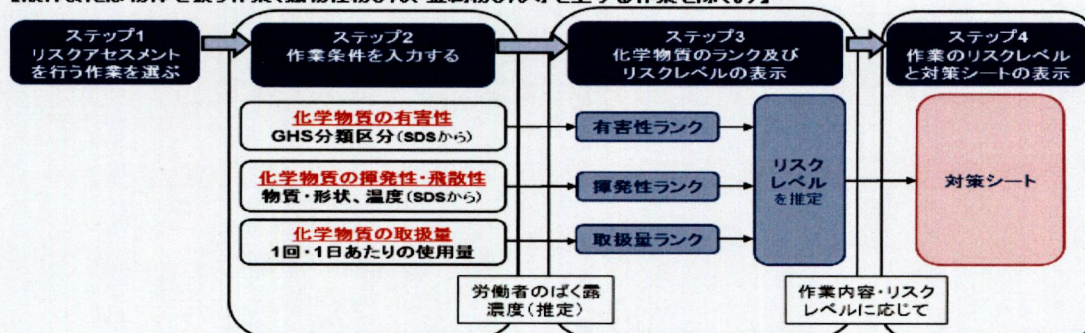
化学物質のリスクアセスメント実施支援ツールのご案内

化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール

「化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）」等をご活用ください！

- ◇ 化学物質リスクアセスメント実施支援
- ◇ 使用されている化学物質の安全データシート（SDS）をお手元にご用意いただければ、化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

【液体または粉体を扱う作業（鉱物性粉じん、金属粉じん等を生ずる作業を除く。）】



金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、令和3年4月1日から施行・適用します。

一部経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- この資料18～19ページは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者向け**のものです。
- **屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場**で金属アーク溶接等作業を行う方は、資料20ページ「**屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ**」をご覧ください。

「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（ ）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム

主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子 （粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガ（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	



施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等	現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。 測定を行った場合、「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。				溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)							
					換気風量の増加その他必要な措置(4/1～)							
					再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)							
					呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)							
									フィットテストの実施(4/1～)			
特定化学物質 作業主任者の選任					選任義務(4/1～)							
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1～)							

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html



条文の参照は、電子政府の総合窓口（e-GOV）法令データ提供システム

<https://elaws.e-gov.go.jp/>



お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署

（所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>）



金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- この資料20ページは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う方は、資料18～19ページ「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

特定化学物質としての規制

（１）屋内作業場における全体換気装置による換気等

（特化則第38条の21第1項）

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者が、**1月を超えない期間**ごとに、その損傷、異常の有無などについて点検する必要があります。

（２）有効な呼吸用保護具の使用（特化則第38条の21第5項）

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

（３）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、規定の職務を行わせることが必要です。

（令和4年3月31日まで経過措置あり）

（４）特定化学物質健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

溶接ヒュームに関する法令改正早見表

	施行時期		適用		
	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	屋内作業場 (継続)	屋内作業場 (非継続)	屋外
溶接ヒュームの濃度測定、呼吸用保護具の使用	○		●		
濃度測定(サンプリング法)		○	●		
未満		○	●		
↓		○	●		
↓		○	●		
濃度の再測定		○	●		
測定結果に応じた要求防護係数を算出		○	●		
要求防護係数を上回る「指定」防護係数をもつ呼吸用保護具を選択		○	●		
フィットテストの実施		令和5年 4月1日 施行	●		
濃度測定によらない、有効な呼吸用保護具の使用 (粉じん則に基づく防塵マスク)	○			●	●
全体換気装置による換気の実施 (又は局所排気装置やプッシュプル型換気装置)	○		●	●	
掃除の実施 (毎日1回以上、水洗等飛散しない方法)	○		●		
特定化学物質作業主任者の選任と職務の遂行		○	●	●	●
特定化学物質健康診断の実施 (配置時及びその後6か月以内ごと)	○		● (常時従事者)	● (常時従事者)	● (常時従事者)
特定化学物質健康診断結果報告書を 監督署に提出	○		● (常時従事者)	● (常時従事者)	● (常時従事者)
その他の項目					
安全衛生教育	○		●	●	●
使用後のウエス等を蓋つきの不浸透性容器に入れる	○		●	●	●
作業場所はコンクリ等の不浸透性の床面	○		●	●	●
関係者以外の立入禁止とその表示	○		●	●	●
運搬、貯蔵の際は堅固な容器、一定の貯蔵箇所、関係者以外立入禁止とする。	○		●	●	●
作業場以外の場所での休憩室の設置	○		●	●	●
洗浄場所(洗眼、洗身又はうがい)、更衣、洗濯	○		●	●	●
作業場での飲食、喫煙の禁止と表示	○		●	●	●
有効な呼吸用保護具の備え付け	○		●	●	●

○は施行時期を示す

●は適用あり

有害物ばく露防止対策補助金のご案内

特定化学物質障害防止規則等が改正され、2022年4月から、屋内で金属アーク溶接等作業を実施する事業者は、溶接ヒュームの濃度測定結果に応じ、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならないこととなりました。法令の適用を前に溶接ヒューム濃度の測定を行う事業者に、費用の一部を支援する「有害物ばく露防止対策補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

補助を受けることができる事業主

次の（１）～（３）すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主			
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主			
	業 種		常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
	小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下	1 億円以下
	その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	3 億円以下
※ 1 労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。				
(3)	金属アーク溶接等を行う屋内作業場の溶接ヒューム濃度の測定を行う中小企業事業主			

※１ 労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

補助の概要

補助対象	補助率	上限額
作業環境測定機関に委託する溶接ヒューム濃度の測定に要する経費	経費の 1 / 2	1人あたり2万円 1作業場4万円

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	補助金の算定方法
- 金属アーク溶接等作業中の労働者に試料採取機器（サンプラー及びポンプ）を装着させ、溶接ヒュームばく露量を測定する経費（デザイン及びサンプリングに要する経費） - 採取された試料を吸光光度分析法、原子吸光分析又はこれと同等以上の性能を有する分析法による分析に要する経費 - 作業環境測定士の出張に要する経費	- 測定対象者1名当たり4万円 1作業場当たり最大2名分。 - 複数の作業場の測定をする場合でも上限は8万円。	1欄に掲げる経費と2欄に掲げる基準額とを比較し、少ない方の2分の1

補助金公募期間

第1期公募	令和3年7月1日～8月31日	補助金の予定枠	1億円
第2期公募	令和3年10月1日～11月31日	補助金の予定枠	4千2百万円

- 第1期、第2期における補助金の予定枠を上回る申請があった場合、補助金交付規程の定める方法により、交付対象者を決定します。
- 補助金を申請できるのは、1事業場1回限りです。



交付申請に必要な書類

* 印の書類には所定の様式があります。

有害物ばく露防止対策補助金交付申請書 *
<添付書類>

本助成金は、測定の実施前に申請等が必要です。

1. ばく露測定に要する費用見積書（写：作業環境測定機関作成）
2. 事業場の概要書 *
3. ばく露測定をする作業場所の見取り図
4. 確認書 *

★ 内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

事業実績報告に必要な書類

* 印の書類には所定の様式があります。

作業環境測定実施結果報告書 *
<添付書類>

1. ばく露測定結果報告書（写：作業環境測定機関作成）
2. 請求書兼納品書（写）

申請手続の流れ

作業環境測定費用の見積

- ・作業環境測定機関*に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらってください。
* 溶接ヒューム(マンガン)の測定ができる機関(4号登録機関)

補助金交付申請

- ・補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な添付書類を作成し、郵送または電子申請をしてください。

交付決定通知

- ・第1期、第2期の公募期間終了後概ね1か月以内に、交付決定（不決定）の通知が届きます。

測定の発注・測定実施

- ・交付決定通知書が届いた後、作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらいます。
※ **決定通知前に実施した場合の費用は補助対象となりません。**

測定結果報告

- ・報告書類を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し、郵送または電子報告してください。

補助金の受領

- ・指定の口座に補助金が振り込まれます。

測定結果を踏まえ、全体換気装置の風量の増加等を実施するなど、作業環境改善につなげてください。

申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行業者）

申請書類等の入手

<http://www.zeneiren.or.jp>

相談等

TEL 03-6809-5855
(平日 午前9時30分～午後5時)

電子申請アドレス

hojyokin@zeneiren.or.jp



全衛連では、金属アーク溶接等作業に関する改正法例への対応、補助金申請に関する各種相談にも対応しています。お気軽にご相談ください。

注意

- ▶ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です**。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

粉じん障害防止対策について

1 じん肺とは

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気を「じん肺」といいます。



(左) 正常な肺
(右) じん肺 (粉じんの吸入により肺が黒くなっている。)

いったんじん肺にかかるともとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。

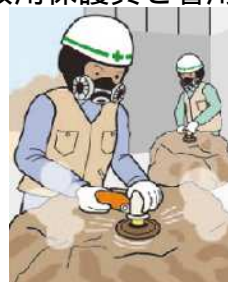
現在、じん肺を治す根本的な治療がないため、じん肺にかからないための措置として、粉じんの発生源対策、局所排気装置等の適正な稼動、呼吸用保護具の適正な着用などにより粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底することが重要です。

2 事業者が重点的に講ずべき措置の概要

岩石・鉱物の研磨作業、又はばり取り作業と、鉱物等の破砕作業にかかる粉じん防止対策

屋外での作業を含め、次の作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を着用させましょう。

- ・手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業
- ・手持式動力工具を用いた鉱物等の破砕作業



ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。

特に電動ファン付き呼吸用保護具の着用に当たっては、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付けを行いましょう。

ずい道等建設工事ガイドライン改正

検索

～お知らせ「ずい道等の掘削作業主任者技能講習特例講習」他～
労働安全衛生規則が一部改正(R4.4.1施行)され、改正前の「ずい道等の掘削作業主任者技能講習」を修了された方は特例講習(R6.3.31まで)を修了しなければ、R4.4.1以降、ずい道等の掘削作業主任者に選任することができません。

また、粉じん障害防止規則についても一部改正(R3.4.1施行)(ずい道建設工事関係のみ)されました。

(詳しくは最寄りの労働局労働衛生主務課、労働基準監督署へお問い合わせください。)



呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の促進

防じんマスクなどの使用の必要性について教育を行い、「保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- ・呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- ・呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
- ・呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換を記録する台帳を整備すること等フィルタ交換の管理



じん肺健康診断の着実な実施

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務づけられています。労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を実施しましょう。

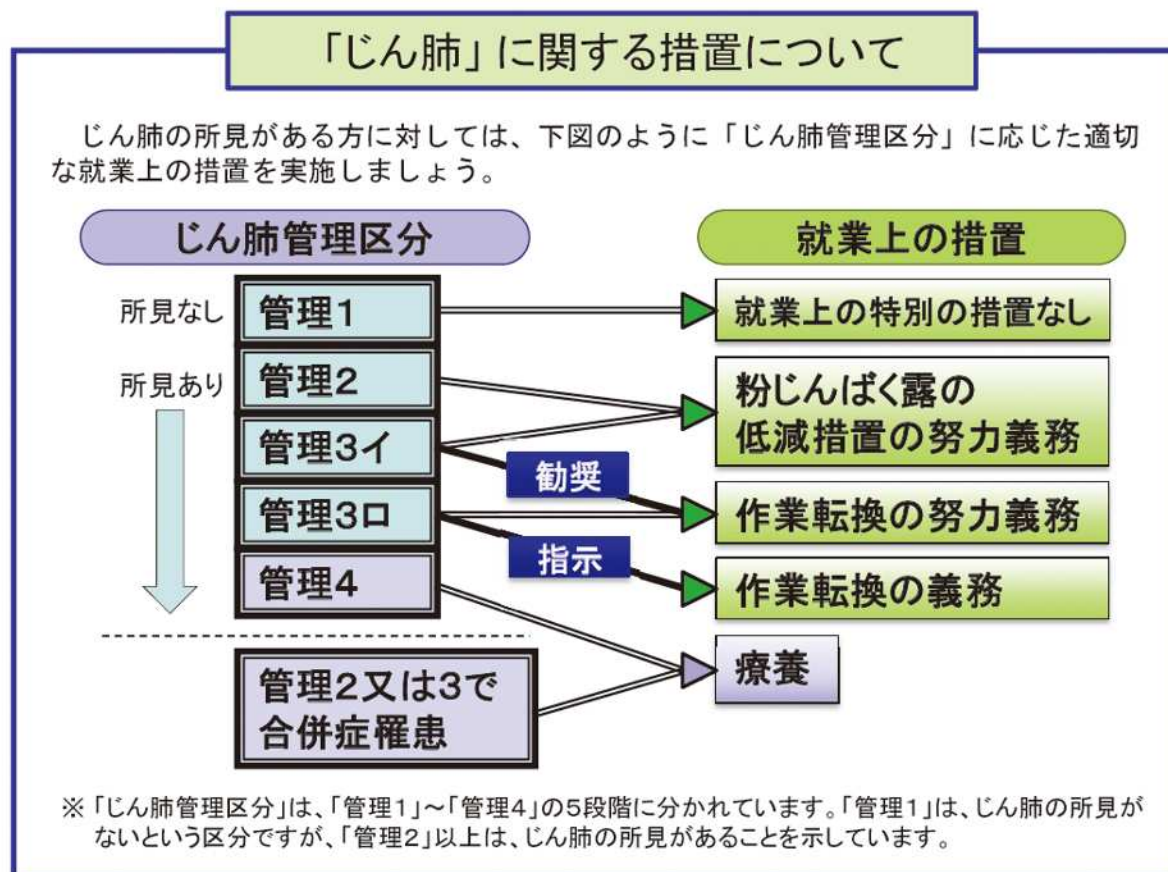
また、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。



離職後の健康管理の促進

じん肺管理区分2又は3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳保持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。

じん肺は経過が長く長期的な健康管理が重要です。離職する方に対して、健康管理手帳制度について周知してください。



粉じん障害（じん肺）を防ぐために 屋外作業であっても呼吸用保護具の 着用を徹底しましょう

近年の「粉じん障害防止規則」の改正により、**屋外の作業**でも**呼吸用保護具の着用が必要**な作業が追加されています。

特に以下の作業に従事する労働者について、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）を着用しているか確認しましょう。

<呼吸用保護具の着用が必要な作業>

手持式または可搬式動力工具¹による岩石・鉱物²の研磨作業又はばり取り作業

手持式動力工具を用いた鉱物等の破碎又は粉碎する作業
金属をアーク溶接する作業

- 1 研磨材を使うものに限る（グラインダー、サンダーなど）
- 2 コンクリート、セメント、ガラスなども含みます



の例



の例



出典元：職場の安全サイト

の例

採石業のほか、建設業、製造業等で、屋外で行う建材加工作業、金属加工作業、ケレン作業等も対象となります



厚生労働省 佐賀労働局・労働基準監督署

改正石綿障害予防規則の強化ポイント

ポイント 工事前に石綿の有無を調べる事前調査について

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事対象となるすべての材料について、石綿の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存することが義務づけられます。(2021.4～)

建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行うことが義務づけられます。(2023.10～)

ポイント 工事開始前の労働基準監督署への届出について

吹付石綿に加え石綿が含まれる保温材などの除去等の工事は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務づけられます。(2021.4～)

一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務づけられます。(2022.4～)

ポイント 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事について

除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務づけられます。(2021.4～)

ポイント 石綿含有成形板等・仕上塗材の除去工事について

石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務づけられます。(2020.10～)

石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務となります。(2020.10～)

石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務づけられます。(2021.4～)

ポイント 写真等による作業の実施状況の記録について

石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務づけられます(2021.4～)

「石綿障害予防規則」が改正され、今まで以上に石綿対策が強化されます。

「石綿障害予防規則」が改正にともない、石綿に関する規制の内容をできるだけ多くのみなさまに周知するため、新たに石綿障害予防に関するポータルサイトを開設しました。

適切な石綿対策に役立つ情報や石綿関係法令のさまざまな情報を今後も掲載しますので、ぜひご覧ください。

改正内容の詳細については
こちらのQRコードから
専用ホームページを
ご覧ください。



www.ishiwata.mhlw.go.jp

転倒・腰痛防止令和プロジェクトSAGA

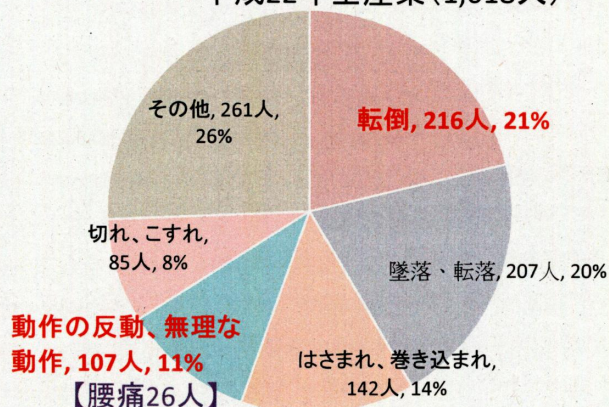
～ 起きる前 早め早めの 対策を ～

転倒・腰痛災害が大幅に増加しています。

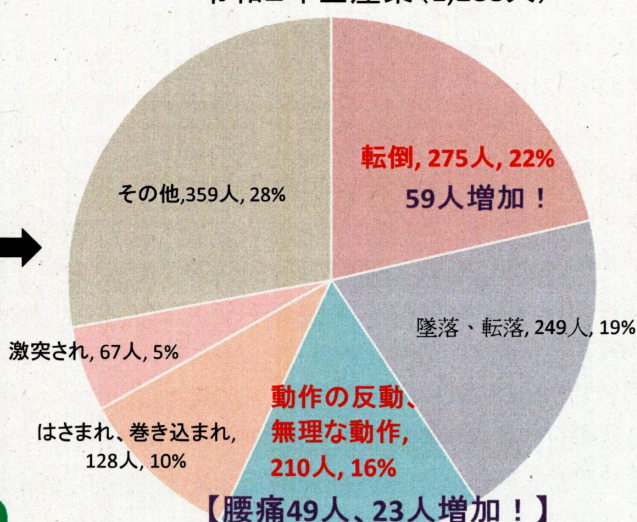
佐賀労働局では、令和元年7月1日から「**転倒・腰痛防止令和プロジェクトSAGA**」を立ち上げ、取組を強化しています。

【事故の型別割合】

平成22年全産業(1,018人)



令和2年全産業(1,288人)



お役立ち情報を活用しましょう

佐賀労働局ホームページには、転倒や腰痛を未然に防ぐ体操や新常識など、耳寄りな情報を掲載しています。

⇒詳細は、[ホームページへ](#)

転倒・腰痛防止サポーター企業を募集しています
(佐賀労働局・佐賀産業保健総合支援センター共同企画)

お役立ち情報を活用し、転倒・腰痛災害防止の取組を進め、情報提供(任意)していただける企業を募集しています。

サポーター企業にはホットな情報を優先してメールで提供します。
企業名をHPに掲載もできます。

労働災害をいかに減らすか、問題点や対策を共有することにより、より有効な解決が可能となりますので、是非お気軽にご応募ください。



<転倒・腰痛防止令和
プロジェクトSAGA
(ホームページ)>



<転倒・腰痛防止
サポーター企業募集>

【転倒・腰痛防止サポーター企業に関するお問い合わせ先】

佐賀労働局労働基準部健康安全課 佐賀産業保健総合支援センター

TEL 0952-32-7176

TEL 0952-41-1888

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要

(エイジフレンドリーガイドライン)

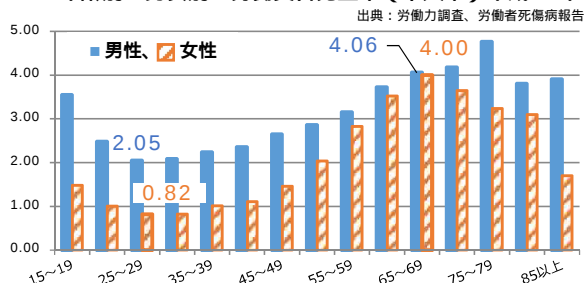
このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです。

請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。
(平成30年は26.1%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。
(25~29歳と比べ65~69歳では男性2.0倍、女性4.9倍)

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率)平成30年>



高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月閣議決定)において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

- 事業者 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
- 労働者 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者求められる取組

(1~5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用(安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等)
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日

対象となる事業者

次の（１）～（３）すべてに該当する事業者が対象です。

（１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している

（２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

（３）労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1／2

上限額：100万円（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- ◆ 健康や体力状況等の把握に関する費用
- ◆ 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります

【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用
 - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

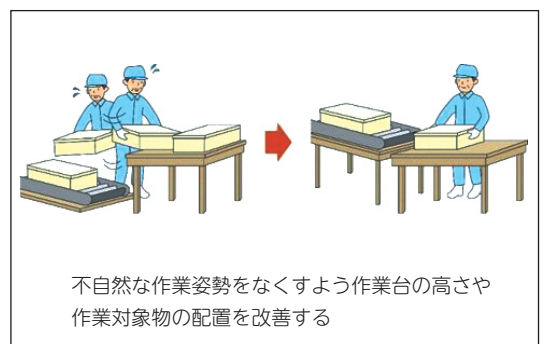
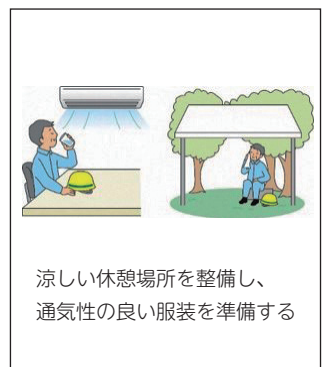
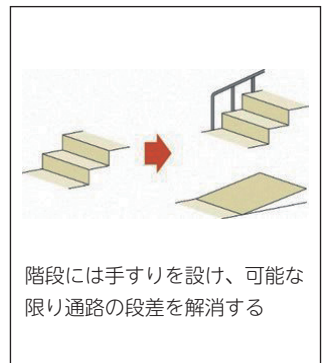
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診の費用を除く）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

【安全衛生教育】

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします



補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

作 業 環 境 測 定 機 関 一 覧 表

(佐 賀 労 働 局 長 登 録)

(令 和 3 年 7 月 1 日 現 在)

登 録 番 号	名 称	所 在 地 (電 話 番 号)	登 録 号 別
41-2	一般財団法人 佐賀県産業医学協会	〒840-0857 佐賀市鍋島町八戸 1 9 9 4 - 1 TEL 0952-22-6729	*
41-3	一般財団法人 佐賀県環境科学検査協会	〒840-0033 佐賀市光 1 - 1 - 2 TEL 0952-22-1651	*
41-4	藤井環境調査測定センター	〒849-1311 鹿島市高津原 4 3 7 3 - 1 TEL 0954-68-0301	*

凡例 登録号別 (作業環境測定法施行規則 別表): 測定を行うことのできる作業場

特定粉じん作業を行う屋内作業場及び石綿 (製剤を含む。ただし、アモサイト及びクロシドライトを除く。) を製造し、又は取り扱う屋内作業場

放射性物質取扱作業室

特定化学物質等 (製剤を含む。ただし、 及び に掲げるものを除く。) を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

鉛作業を行う屋内作業場及び、特定化学物質等のうち、ベリリウム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、三酸化砒素、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。) 若しくはマンガン及びその化合物 (それぞれ製剤を含む。) を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

有機溶剤を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）は、インターネット上で作成できるようになりました

厚生労働省は「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を開始しました。

このサービスでは、以下4つの「労働安全衛生関係の届出・申請等」について、労働基準監督署へ提出する書面（１）を作成する際に、**誤入力・書類の添付忘れを防ぎ**、過去の保存データ（２）を用いて**共通部分の入力を簡素化**します。事前申請や登録は不要ですので、ぜひご利用ください。



Webブラウザ要件

- ・ Internet Explorer
- ・ Microsoft Edge
- ・ Google Chrome

OS要件

- ・ Windows10
- ・ Windows8.1

対応している届け出・申請

- 労働者死傷病報告（休業4日以上）
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

1：このサービスは、申請や届け出をオンライン化するものではありません。

作成した帳票は、**必ず印刷し、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。**

2：このサービスで入力された情報は、インターネット上には保存されません。

次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存ください。

□ 入力支援サービスへのアクセス方法はこちら □

- ・ 検索窓口から **安全衛生 入力支援** と入力
- ・ <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/> を直接入力



<お問い合わせ先>

操作に関すること：労働基準局労災保険業務課 03-3920-3311（内線329）

帳票の取扱いに関すること：労働基準局安全衛生部 03-5253-1111（内線5482、5498）

佐賀労働局・各労働基準監督署の 案内図及び所在地・連絡先

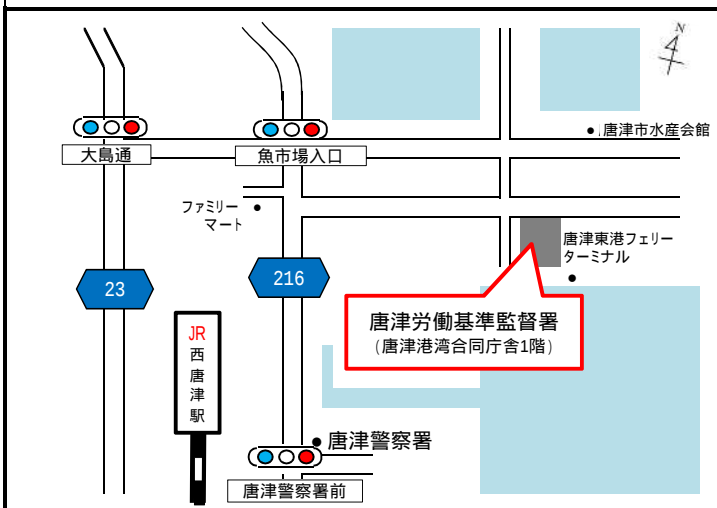


佐賀労働局 tel:0952-32-7155
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 健康安全課(ダイヤルイン)
(佐賀第二合同庁舎 3～7階) tel:0952-32-7176

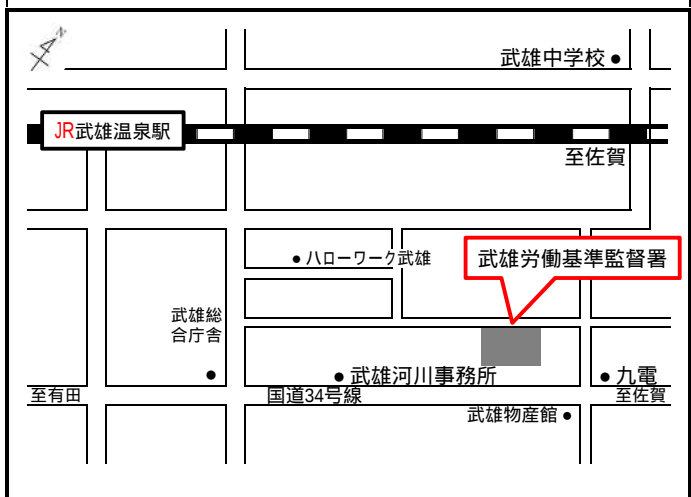
佐賀労働基準監督署 tel:0952-32-7133
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 安全衛生課(安全・健康確保)
(佐賀第二合同庁舎 3階) tel:0952-38-5411
労災課(労災補償) tel:0952-32-7141
総合労働相談コーナー tel:0952-32-7189



唐津労働基準監督署 tel:0955-73-2179
〒847-0861 唐津市二タ子3丁目214-6
(唐津港湾合同庁舎 1階)



武雄労働基準監督署 tel:0954-22-2165
〒843-0023 武雄市武雄町昭和758



伊万里労働基準監督署 tel:0955-23-4155
〒848-0027 伊万里市立花町大尾1891-64

